

【治療用装具の療養費支給基準】

1. 療養の給付（保険診療の範囲内での医療処置のこと）で対処することができず、医学的な見地からその疾病を治すために治療の手段として必要と認められた装具であること。
2. 原則として厚労省の定めた「基本工作法」に則して、装具士がオーダーメイドで製作したものであること。
基本工作法によらない市販品や既製品の転用は認められません。
3. 装具製作後、装着について保険医の確認とその後の継続的で効果検証が必要であること。これをもって治療遂行上必要不可欠の範囲のものであるとみなされます。

治療用装具で原因疾患の患部に直接作用（支持・矯正・固定・免荷）し原因疾患を解消させるのが目的です。

〈支給基準を満たさない例〉

以下のような場合は治療遂行上必要不可欠な範囲とは認められません。

- 日常生活の向上・改善・・・スポーツ・歩行など、日常生活の利便性などを目的とするもの
 - リハビリ目的のもの
 - 原因疾患の解消目的でなく、症状としての痛みの緩和（除痛など）を目的とするもの
 - 手術や処置によって解消状態にある原因疾患の再発予防を目的とするもの
4. 症状固定前のものに限られること。

症状固定後や障がい者の方の日常生活のために必要な装具は治療用装具ではなく「補装具」と呼ばれ、健康保険制度ではなく市町村の福祉制度の対象となります。なお、健康保険制度における治療用装具は事後の申請ですが、福祉制度における補装具は事前に市町村窓口に申請することが必要となります。

『ご注意いただきたいこと』

療養費はあらかじめ必ず支給することが確約、保証されているものではありません。

医療機関や装具業者からの説明が不適切な場合もあります。

医療機関や装具業者から「装具は必ず保険がきくので、あとで払い戻しが受けられます」と説明を受けた場合は、医療機関や装具業者の健康保険における療養費への誤解や不知の可能性があるので、ご注意ください。